

職務内容書（理事長）

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）は、「安全で良質な水を安定して安くお届けする」を经营理念に掲げ、水源施設から水路ネットワークまでを一体的、広域的に管理し、水資源の供給・管理という公共・公益的使命を効率的に果たしていくことが期待されているとともに、機構が有する知見、ノウハウを活用した国際協力に貢献しています。

近年、気候変動等の要因により、渇水及び洪水リスクが増大するとともに、管理するダムや用水路などの水インフラ（以下「水インフラ」という。）の老朽化に伴うリスクが増大しています。一方、大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門的技術を有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の課題にも直面しており、それらの諸課題に対する的確な対応が求められています。

今回の公募対象である理事長は、機構を代表して、国内外の関係機関と連絡調整を図りながら、機構全体の運営管理業務を総理することが求められます。

そのため、水資源の供給・管理という公共・公益的使命を理解するとともに、機構の所掌業務に関する高度な知識及び経験を有し、中期目標を達成するために定めた中期計画に基づいて業務を確実に実施できる、人格高潔で高い倫理観を有し、リーダーシップを発揮できる者を求めています。

1. 機関名：独立行政法人水資源機構

（法人の業務概要）

機構は、平成 15 年 10 月 1 日に設立された独立行政法人であり、独立行政法人通則法（以下「独法通則法」という。）第 2 条第 2 項に規定する中期目標管理法として、水資源開発水系に指定されている 7 水系（利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川及び筑後川）において、各水系の水資源開発基本計画（フルプラン）に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図っている。

主な業務内容は以下のとおり。

- （１）水資源開発基本計画に基づく、ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設等の新築又は改築
- （２）利水の確保・供給、洪水調節及び流水の正常な機能の維持等のための水資源開発施設等の管理及び災害復旧工事の実施等
- （３）海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に基づく、海外において行われる水資源の開発又は利用に関する調査等

- (4) 委託に基づく、水資源の開発又は利用に関する調査、測量、設計、試験、研究及び研修並びに水資源の開発又は利用のための施設に関する工事及びこれらの施設の管理

2. ポスト：理事長 1ポスト1名

＜任期：令和8年4月1日～令和12年3月31日※＞

※独法通則法第21条第1項等の規定に基づき、任命の日から主務大臣が機構に指示する中期目標の期間の末日まで。

3. 職務内容

機構の基本的な経営方針を立案し、主務大臣の定める中期目標及びその達成のための中期計画に基づき、機構全体の運営管理業務（本社5本部8部2室、2支社、1局、18総合管理所、1センター、役職員数約1,400名、全国7水系において54施設（32のダム等、水路延長約3,000km）の管理、14の建設事業（ダム再生、水路耐震対策等）の実施）を総理する。

また、機構の最高責任者として、以下の業務を行う。

- (1) 安全で良質な水の安定した供給及び洪水被害の防止・軽減に関する業務など、安全で豊かな社会づくりに貢献するため機構を代表して、関係機関との連携業務を総理するとともに、自ら必要な折衝・交渉を行う。

【参考】

○これまでの取組例

- ・ 渇水時において、河川管理者や利水者等との連携を図りつつ、きめ細かな施設操作等を実施するなど、効率的な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響を軽減。
- ・ 洪水時において、ダム機能を最大限発揮する操作を的確に実施することで、ダム下流沿川の浸水被害を防止・軽減し、国民の生命や財産を守ることに大きく貢献。
- ・ 水資源開発施設等の計画的な整備に加え、既存施設の有効活用に向けた取組の推進。
- ・ 主務大臣・利水者等の関係機関に対する組織・予算をはじめとした重要事項に関する高度な調整や意思決定。
- ・ 独立行政法人評価制度委員会及び主務大臣に対する説明・質疑応答等の対応。

○今後充実を図る必要がある具体的業務等

- ・ 流域の関係者と連携・協働しながら、渇水及び洪水被害の防止・軽減への取組をこれまで以上に深化させ、気候変動の影響で長期化・深刻化する渇水被害や激甚化・頻発化する水災害等に対応すること。
 - ・ 将来にわたり適切に施設を保全し、予防保全型の老朽化対策を推進するとともに、新技術等を活用し、点検・診断・補修等の高度化・効率化を図ることで持続可能なインフラメンテナンスを実現すること。
- (2) 機構の使命を十全に果たすために必要な総合的な技術力の向上と機構の技術力を活用した地方公共団体等に対する支援を行う。

【参考】

○これまでの取組例

- ・ ICT を活用したダム等建設及び施設管理、技術情報のデータベース化、遠隔管理の推進等の取組。
- ・ 国や関係自治体等と連携した災害時等の支援活動。
- ・ 我が国事業者の参入の促進に資する調査の受託、日本の経験や技術を紹介する研修の受託等を通じ、我が国事業者の海外の水資源開発事業への参入促進やアジアの水資源管理等に貢献。

○今後充実を図る必要がある具体的業務等

- ・ 気候変動等による大規模災害等に対する水インフラの脆弱性や専門的技術を有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の課題を克服するため DX を推進すること。
- ・ 引き続き、機構の技術力を活かした他機関への災害支援等を行うとともに、被災地方公共団体の状況に応じた速やかな支援が実施できるよう検討を行い、適切な対応を図ること。
- ・ 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（海外インフラ展開法）に基づき、機構の有する高度な技術力、水運用に関するノウハウを活用し、更なるインフラシステム輸出の推進に貢献すること。

- (3) 機構の組織運営にあたって、国の政策の実施機関として機構の担う政策実施機能を最大限向上させるとともに、適切なガバナンスの下で業務の質と効率性を向上させる。

【参考】

○これまでの取組例

- ・ 講習会や研修等の実施によるコンプライアンスの取組の推進。
- ・ リスク管理のモニタリング等を行うリスク管理委員会の開催やリスク管理手法の全社的な推進によるリスク管理の継続的な向上。
- ・ 共通業務の集約化、防災時などの機動的な人員配置及び職員間のコミュニケーションの活性化等を目的とした現場組織の再編（大括り化）。

○今後充実を図る必要がある具体的業務等

- ・ 引き続き、理事長のリーダーシップの下、自主的・戦略的な業務運営及び適切なガバナンスを行うとともに、業務の適正を確保するための体制の強化に努めることにより、職員の士気向上と効率的な業務の推進を図ること。
- ・ 職員の高齢化や技術者不足等の状況を鑑み、人材の確保・育成に向けた取組を進め、機構の組織機能や水資源開発施設の新築及び改築や適切な管理を継続できる体制の整備を図ること。

4. 必要な資格・経験等

- ・ 原則として任期満了時点で 70 歳未満であること。（閣議決定に定められた要件）
- ・ 中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、取引上密接な利害関係を有する者、機構を相手とする訴訟当事者等といった経歴を有しない他、理事長在任中は周囲の誤解

を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。

- ・ 民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等の管理経験を有し、1,400 人規模の組織を管理する十分な能力を有していると認められること。
- ・ 民間企業、関係行政機関、利害関係者、学識経験者等との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。
- ・ 事件、事故等の発生時に、危機管理対応を指揮するとともに、必要に応じて機構の代表として対外的に自ら説明責任を果たすことができる十分な能力を有していること。

5. 勤務条件

- ・ 勤 務 形 態：常勤
- ・ 勤 務 地：本社（埼玉県さいたま市中央区新都心 11－2）
- ・ 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし。
- ・ 給 与：年収約 2,090 万円（業績手当及び地域手当を含む。）及び通勤手当
- ・ 福 利 厚 生：健康保険、介護保険、厚生年金、健康診断（年 1 回）
- ・ 危 機 管 理：地震、風水害等災害時には 24 時間体制で勤務、緊急招集の場合あり。
- ・ そ の 他：給与等の条件は変わることがある。

6. 選考方法

公募により以下のとおり選考する。

- ①一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
- ②二次選考（面接審査：1 月下旬～2 月上旬を予定）
- ③外部有識者による選考委員会の審議を経て国土交通大臣が任命

※公募による手続で適任者が選考できなかった場合には、別途、外部有識者による推薦の手続により選考を行う場合がある。

7. 応募方法

（1）応募書類等

- ①履歴書
- ②自己アピール文書

- ・ A 4 で 2 枚以内。2,000 字程度。
 - ・ 自らがこのポストに適任であることを示すため、機構の業務目的及び理事長の職務内容に照らし、いかに貢献することができるか、業務に関する知識及び経験や、業務を適正かつ効率的に運営することができる能力等について簡潔にまとめること。
- ※応募書類等については、一切返却しませんので予めご了承下さい。

(2) 応募先

(郵送の場合)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省大臣官房人事課人事第二係

(メールの場合)

hqt-jin02@ki.mlit.go.jp

(3) 応募期限：令和7年12月11日(木) 必着

8. 欠格事由等

独法通則法又は独立行政法人水資源機構法の役員欠格事由に該当する場合は、理事長となることはできない。また、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することはできない。

【参考】

○独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（抄）

（役員の欠格条項）

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の兼職禁止）

第五十条の三 中期目標管理法の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

○独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）（抄）

（役員の欠格条項の特例）

第十条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

9. 問合せ先

国土交通省大臣官房人事課人事第二係 03-5253-8111(内線 21316)

このほか、役員の職務・権限等については、独立行政法人通則法第二章の規定を御参照ください。

URL: http://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html